

平成20年4月28日

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
株式会社三菱東京UFJ銀行

子会社の発行する優先証券の償還について

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（取締役社長 くろやなぎ のぶお 畔柳 信雄）およびその子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行（頭取 ながやす かつのり 永易 克典）は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、三菱東京UFJ銀行の海外子会社の発行した優先証券について、全額償還されることを承認する決議をしました。

1. 償還する優先証券の概要

発行体	Tokai Preferred Capital Company L.L.C.
発行証券の種類	配当非累積型優先証券 本優先証券の所有者は、三菱東京UFJ銀行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する。
償還期限	永久 ただし、平成20年6月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先証券の全部または一部を償還することができる。
配当	非累積型・固定配当 ただし、平成20年6月以降の配当計算期間については、非累積型・変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。
発行総額	10億米ドル（1券面当たり発行価額1,000米ドル）
払込日	平成10年3月26日
償還対象総額	10億米ドル
償還金額	1券面当たり1,000米ドル

2. 償還予定日

平成20年6月30日

以上